

改正の概要

1 主な改正の理由

- (1) 法律名の改正に伴い、国の訓練手当支給要領が改正されたため

2 主な改正の内容

- (1) 第2条第1項第9号の「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。
- (2) 第2条第1項第11号の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

3 施行期日

平成26年10月21日